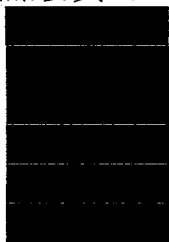


令和元年度（11月）  
紀の国森づくり基金運営委員会  
議 事 録

開催日時 令和元年11月7日（木）  
10:00～11:50  
開催場所 和歌山県民文化会館  
4階 中会議室

令和元年度（11月）  
紀の国森づくり基金運営委員会

- 1 開催日時 令和元年11月7日（木）10:00～11:50  
2 開催場所 和歌山県民文化会館 4階 中会議室  
3 出席委員



委員  
委員  
委員  
委員  
委員  
委員  
計6名

- 4 県関係出席者
- |       |        |    |     |
|-------|--------|----|-----|
| 森林整備課 | 課長     | 児玉 | 和久  |
| 〃     | 主幹     | 秦野 | 光章  |
| 〃     | 緑化推進班長 | 寺田 | 智   |
| 〃     | 主任     | 栗生 | 剛   |
| 〃     | 技師     | 井馬 | 莉彩子 |
| 自然環境室 | 自然環境班長 | 辻井 | 孝文  |
| 〃     | 副主査    | 岡田 | 武彦  |

令和元年度（11月）紀の国森づくり基金運営委員会

日時：令和元年11月7日(木)午前10時より

場所：和歌山県民文化会館 4階 中会議室

開 会 午前10時3分

秦野主幹

それでは、定刻となりましたので、ただいまから「紀の国森づくり基金運営委員会」を開催させていただきます。

紀の国森づくり基金運営委員会設置要綱第4条第3項の定数ですが、議決権を有する委員数8名に対して本日ご出席の委員が6名となっております。議決権を有する委員の過半数であり、本委員会が有効に成立したことを報告いたします。

本日の議事録につきましては、発言委員名を伏せて県のホームページで公開しますので、ご了解願いたいと思います。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

委員長

それでは、まず紀の国森づくり基金運営委員会設置要綱第7条の第1項に基づきまして、本日の議事録署名人を私のほうから指名させていただきます。

本日は、委員と委員をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

委員長

それでは、議事の1「紀の国森づくり基金と森林環境譲与税について」を事務局からご説明をお願いいたします。

寺田班長

それでは、報告事項としまして紀の国森づくり税の概要と、今年度より新たに譲与が始まりました森林環境譲与税の概況について説明いたします。

それでは、お配りしておりますこのカラー刷りの紀の国森づくり税のパンフレット15ページをごらんください。

この紀の国森づくり税は、和歌山県の森林を県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことを目的としまして、2つの県条例が平成19年4月から施行されてございます。

この仕組みとしましては、下側に書いております、県民税の均等割額に個人については年額500円を、法人については均等割の5%を加算して納めていただきまして、紀の国森づくり基金

として積み立てております。

それを財源としまして、14 ページに記載してございます、それぞれ各事業を実施しているところです。

続きまして、お配りしています資料の1-1をごらんください。

こちらに第1期、第2期、第3期と書いております。第1期は平成19年から平成23年までということで、今、第3期、平成29年から令和3年までの間の3年目となっております。

次に、この資料2番目の、今年度から譲与されております森林環境譲与税について説明させていただきます。

すみません。ここで資料の訂正がございます。

2番、令和元年度から県、市町村に交付される森林環境「交付税」となっていますが、これは「譲与税」の誤りでございます。

そして、「県への交付額」については「県への譲与額」です。

その下の「市町村への交付額」についても、「市町村への譲与額」です。すみません、ご面倒ですが、訂正をお願いいたします。

国からの森林環境譲与税については、今年度から県と市町村に譲与が始まっており、年度ごと段階的に増額されることとなっております。

冒頭、課長の挨拶にもあったのですが、森林環境譲与税の用途についてですが、県においては森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用とされておまして、和歌山県では市町村への巡回指導でありますとか、市町村職員を対象とした研修会のほか、航空レーダー測量による森林情報の提供を行っております。

さらに、林業担い手の確保や人材育成についても、支援を行うこととしてございます。

一方、市町村の用途については、次ページ資料1-2をご覧ください。

この資料は林野庁のホームページから引用したものでございますが、一番下の段に記載されておりますとおり、「市町村においては、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てること」とされております。

続きまして、次ページ資料1-3をご覧ください。こちら中ほどにグラフがございます。

森林環境譲与税については、本年度から譲与が始まってございまして、市町村の体制の整備の進捗に伴いまして徐々に譲与額が増加するようになってございます。この中ほどのグラフ、今 2019 年度から 200 億円、2022 年以降ですと 300 億円、これは国全体の試算でございます。

そして、このグラフの下にあります県と市町村の配分割合についてですが、初めの 6 年間は、県が市町村を指導する観点で県の役割が大きいことから、県が 2 割、市町村への配分は 8 割となっております。そして、最終的な配分は、県が 1 割、市町村へは 9 割の配分となっております。

また、その下の「譲与基準」というところをご覧ください。

市町村への譲与額の基準については、約 50%相当分が私有林の人工林面積に対する率、配分のうちの 20%についてはその市町村で林業に就業されている方の人数の率、そして残り 30%についてはその市町村の人口比率ということで、配分額が決定されてございます。

また、森林環境譲与税の課税については、上のグラフ、矢印で示されておりますとおり、2024 年——令和 6 年度から年額一人当たり 1,000 円を課税徴収することとなっております。

それでは、資料 1-1 にお戻りください。

3 番目の「紀の国森づくり税」と「環境譲与税」のすみ分けについてでございます。

冒頭の挨拶でもありましたとおり、昨年 11 月の当審議会においてご審議いただきまして、将来重複の可能性がある、木材の生産に適さない環境林の間伐について、以下のとおり見直しを実施したところでございます。

また、国の環境譲与税を財源として市町村が実施予定の間伐については、市町村が森林所有者に意向調査をした上で、森林所有者に山林の管理意欲がなく、その管理を市町村に委ねた未整備森林の間伐等を実施することとなっております。

対して、県の紀の国森づくり税を財源として実施する間伐については、所有者に森林の管理意欲がある人工林について、針広混交林化を促す間伐への補助を実施することとしてございます。

それと、今年度から新しく、放置すれば防災上民家に危険が及ぶおそれのある未整備森林の間伐等を県が直接実施すること

としてございます。

最後に、この4番目の森林環境譲与税を財源とした和歌山県内の市町村の主な取り組み状況についてでございます。

現在、市町村等から聞き取り情報等をまとめたところによりますと、現在、市町村で使途として取り組みを行っておりますのは、市町村の森林資源の予備調査や林地台帳の更新、森林境界の確定等に取り組まれております。

あと、次年度以降の間伐等の費用として基金に積み立ててございます。

一番多いのが、森林所有者への説明でありますとかアンケート調査——意向調査の委託等に使途されてございます。

また、公共施設等の木質化に取り組まれる市町村もあると聞いております。

まだまだ少数ですが、これから市町村に管理を委ねられた森林の間伐も徐々に始まっていくことと聞いてございます。

以上、簡単ではあるのですが、紀の国森づくり税と森林環境譲与税の概要説明を終わります。

■ 委員長

それでは、今のご説明に対しまして皆様のほうから何か質問ございませんか。

■ 委員

資料2-1、2-2に「針広混交林化」という言葉が4カ所ぐらい出てくるのですが、ここで言われている「針広混交林」というのはどういうイメージを想定したらいいのかは、ちょっと迷うところでございます。

それは林学的には「針広混交林」という林は、日本では北海道あたりにあるエゾマツやトドマツとミズナラとかカエデ類とか、そういう針葉樹と広葉樹がまじった林についてというような言葉だと私は理解していたので、和歌山で「針広混交林」と言われると、どういう森を林を想定しているのかというのは、ちょっと何かイメージしづらいのですが。

児玉課長

私どもイメージしておるのは、今、県内には約21万ヘクタールの人工林があるのですが、基本的には人工林ですので、林業という経済活動を循環させることで管理していくということが理想ではあるのですが、今、木材価格もなかなか低迷して

おりまして、将来的にこの21万ヘクタールを全部林業という循環事業でというのは、現実非常に難しい状況にあります。

県のほうでは、この林地の勾配であったり、あるいは既存の作業道や林道が入っていてそこからの距離であったりとか、今後、林業を続けていくにふさわしいであろう客観的な指標で、ある程度ゾーニングということをやっております。

そういったゾーニングしたものを参考に、森林所有者さんあるいは市町村が集約を図って、ここについては林業をやっていくというところは、林業を続けていただきたらと思うのですが、そうではないところについては、将来的にはもう人工林——スギ、ヒノキの森林ではなしに、ある程度の強度の間伐をして、そこへ広葉樹を導入することによって混交林化を図っていきたいと考えております。ある程度人為的に混交林化させていくという意味で「針広混交林化」「混交林」という表現を使っております。

ですので、恐らくそこへ太陽が入るようになっていけば、その周辺にある高木から例えば種子が飛んでくることもあるでしょうし、鳥とかがそこへ種をまくこともあるでしょうし、そういったことで広葉樹が侵入して、もともと植えられているスギ、ヒノキの針葉樹と、新しく入ってきた広葉樹との混交林化、そういうものを目指して、あまり手をかけずに森林として管理していけるところを目指していきたいと。そういう意味での「針広混交林化」という表現を使っております。

委員

ちょっと、言葉だけ見ると誤解を与えるような感じもしますので、何か今ご説明いただいたような森を表す言葉があれば、そっちのほうの方がよりよいのかなという気がします。

委員長

針広混交林の状態というのは、ある意味プロセスなのでしょうね。だから、最終的に目指すべき森林の方向性という意味では、おそらく天然林化していくというような話になるんでしょうかね。要するに、もう手入れをしないというか、人工林として植えないということですね。天然更新に委ねるということですね。

児玉課長

人間の手を加えずに、安定した森林を目指すというイメージ

です。

委員長

目指すというイメージですよ。これ、こういった政策の中ではよく出てくる言葉ですが、実はいつも専門家の皆さんから異論のある言葉だとは思いますが

委員

イメージ的なものが多いと思うのですが、人工林化をし過ぎたという反省のもとに、スギ、ヒノキあるいはカラマツだけだと動物たちが食べる実もならない、住み家も奪われてしまうということがあります。そういう生物多様性の観点も含めると、針葉樹と広葉樹が混交しているほうが森林土壌のためにもいいと。針葉樹だけでは酸性に傾いてしまって、土壌微生物も減ってしまうとか、ミミズが減ってしまうとかという視点があります。生物学的に見た森林としての自然状態で、クライマックスとして、例えば秋田のスギと広葉樹が入りまじった、ケヤキの入りまじったというイメージは、確かに先生おっしゃるとおりだと思うのですが、一方で林業から見たときに、スギ、ヒノキを植えすぎたので、他の樹種をちょっと混ぜていこうと。ドイツでもシュヴァルトヴァルトをつくって真っ暗になり過ぎたと、だから百年計画で広葉樹を入れていこうと、そういう思想の一環だと思います。

現に山へ行ってみると、今までの林業が儲かった時代には、侵入してきた木は不要木——要らない木ですね。目的外の樹種として駆除していました。ですが、今は長年放置していると、環境によっては後から入ってきたミズナラのほうがどんどん大きくなっているということがある。だからといって、じゃあそっちに全部してしまうかということ、植わっている木——スギ、ヒノキを切り倒してしまうのもいかなものか、両方バランスよく育てていこうということが現状だと思います。

委員長

森林生態学とか、そういう方面からいくと、いつも議論のある言葉ではあるのですが、そういう人工林化し過ぎた部分を少しでも広葉樹を取り入れて、高次的機能がより発揮されるような森林にしていくほうがいいのではないかという、思いの込められた言葉だということになります。

私もいつも、では目標はどういう森林のことを言っているの



かというのがちょっと気になりまして、針広混交林化というのはあくまでもプロセスだろうなといつも思っています。ですけど、いろんな施策の中で随所に出てくるものですから、これ整合性をとって直していくのもなかなか大変かなと思いますが、何か目標に向けてというのか、そういうことも本当は考えてもいいのかなといつも思っております。

ちょっと解説が必要な言葉であることは確かかなと思います。ほか、いかがでしょうか。

委員

現在、今までは国からのお金というのは補助金であり、造林補助金が主体であって、それから交付金があって、基本的に使い方は同じだと思うのですが、それは現在というか近年は幾らぐらいで推移しているのでしょうか。補助金額と総事業費として。また、今度の令和6年から満額徴収を始める、その総額と比べたときに、どのぐらいのバランスになっているのかを教えてください。

児玉課長

今県内で実施されている森林整備の予算というのは ぐらいです。今度、森林環境譲与税というのができましたので、すみ分けをして使っていくのですが、それ以前は、そのうちの2億円ぐらいがこの森づくり基金を活用した未整備森林の間伐——年度によって若干増減はありますけども、1億5,000万円から2億円ぐらいの幅でこの基金事業を活用した間伐を行ってきました。

ですので、それを差し引きして ぐらいの金額が、国からのいろんなメニューがあるのですが、補助金として利用している予算です。それは造林という枠組みの中ですけども。

で、あと別に治山事業として森林整備をする部分がありますので、その部分が2億ぐらい——これも年によって変動がありますので、全体として考えるとやはり13億か14億ぐらいは国からの補助金で現在の森林整備をしているということになります。

ここへ今度新しく森林環境譲与税が入ってまいりまして、これは今年度、和歌山県のほうには4億8,000万円ぐらい譲与される予定になっております。そのうち1億弱が県のほうに入り

ますので、残りの3億8,000万円ぐらいが市町村へ入っていくことになります。県からいきますと、田辺市にそのうちの約1億が入って、あとは有田川町や日高川町が2,000万円強ぐらい、今年入ってくる予定になっております。

これは、譲与税ですので、一応国が、こういう用途という大まかな枠組みはつくっているのですが、その用途は市町村が、これはどういうふうに使いましたということを公表する必要がありますが、公表をちゃんとできる用途であれば、大きな枠組みの中を踏まえて市町村が決めて使ったらいいですよということになっています。しかし、基本的には地球温暖化防止に向けた森林整備ということがこの税の大きな趣旨になっていますので、まずは森林整備なのかなと。

ただ、税は大きく徴収されるのですが、森林がないような大都市もありますので、その中の用途として木材業あるいはその普及啓発が入ってきています。

委員

今までの補助金でありますと、補助残は所有者なり市町村あるいは県が補充をしていく——底上げをしていくということを実施していたと思うのですが、税としてぽんと渡してしまうと、後は公表しなきゃいけないとは言え、言葉悪いけど、勝手に使ったらいいんですね。その辺は、補助事業として市町村が管内の業者に委託をしたり、補助したり、あるいは森林所有者に補助したりということが許されると思うのですが、そうすると非常に緩くなってしまう可能性もありますよね。

で、ある町村では厳しい、一方である町村では非常に緩い甘い設計でだらだらと——「だらだら」ってごめんなさい——補助してしまうということが起こり得ると思うのですが、その辺のコントロールというのは国では何か考えているのでしょうか。

課長

この譲与税に関して国のほうからそういったコントロールするための指針みたいなものは正直出ておりません。

ただ、この基金事業もそうですけれども、我々基金事業でするとき、経済活動にこの基金が使われてしまうというのは目的に反しますので、この基金事業で間伐をするその未整備の森林については、事業実施後の伐採できるまでの制限というのをつく

っております。これは最高 80 年生までは伐ってはだめですよというのと、伐採後の何年間は切ってはだめですよというのと、両方の制限をかけております。この事業でやるということは針広混交林化を目指すということですので、この事業でやった後、80 年生ぐらいの間に広混交林化がなされていけば、その後はもう経済林として残ったスギ、ヒノキを伐採するということが非常に経費がかかりますので、そういった部分での制限がかかるのかなということで、そういう制限をかけています。恐らく県内でこの森林環境譲与税を実際やる時は、そういったところを一つの指標として同じような仕組みが作られていく。県からも、森林所有者さんが放っておいた方が得をするという、ある意味モラルハザードになってはだめなので、そういったことを強制はできませんけども、やっぱり県はこういうことをやっていますという形でお話をしながら、そういうスキームをつくっていくことは当然必要なのかなと思っております。

委員

お答えをいただいたような気がしておりますが、資料 2 のこの使い道のところでも、所有者の意向というのをくみ上げながら市町村が今段取りをしていると思います。市町村が代わりに、これは間伐をしていかないと非常に危険であるとか、病虫害が発生するとかと判断するときに、今、課長おっしゃったように、もう面倒くさいから、市町村がやってくれて言ってしまうとか、そこらのモラルハザードといいますか、非常に曖昧な線引きしかでき得ないような部分が多々出てくると思うのですね。今後、その辺、ガイドラインというのか、何か指標になるようなものが必要になっていくのかなという気がいたしました。

委員長

重要なお指摘かと思えます。

ほか、いかがでしょうか。

今回のご説明は、この紀の国森づくり税と今年から譲与が始まった森林環境譲与税との関係性を明らかにしていただいたのだと思うのですが、今のところは、紀の国森づくり税が平成 29 年度から令和 3 年度までの 5 年間の延長が決まったという中での今 3 年目に入るところですかね。

その後の 2 年を並走するのは、このすみ分けの分はこういうところですよという、そんなご説明だったのかなと思えます。

その中で、ご指摘のあった今の、今度は市町村に委ねられる譲与税の分が、ある程度モラルハザード的にならないようにきっちり運用できるというのをどう担保しているのかというお話などがあったかと思えますけど、本当にそういう部分では、当面の間は県が状況を把握し、それを支援していくというのは指導も含めてだと思えますが、そういうコントロールが実は非常に重要になってくる部分かなと思えます。

それと、これから恐らく市町村が所有者への管理意欲というところでアンケート調査等を使って——大規模なアンケート調査は各市町村が行うのだと思えますが——その中から、どれくらい委ねられそうかとかというところが見えてくると思えます。その段階で、やはりまた恐らく1段、2段と何か仕掛けが必要になってくるのかなと思えます。

といいますのは、最近、災害等が多く、特にそういう集中的に被害を受けた場所では、やっぱり厄介者扱いされてしまうというのですかね、森林を持っていること自体が怖いというような感覚を持っている所有者が増えているという報告もほかの地域ですけどね、県内ではありませんけども、聞いたことがございます。

そのようなところから、森林を管理していく、持っている森林を活かしていくということに対して意気を感じていただける方もやっぱり一方で増やしていかなきゃいけない、あるいは地域で森林を何とか管理していくという思いも増やしていけないといけません。全くもう任せてしまえということになってしまうと、これはこれでまた少し困るだろうと。幾ら財源があったとしても、ちょっと困るのではと思います。こういう後に明らかになってくる状況から、恐らく何か働きかけが必要になる事態が出てくるのではと予想をします。

だから、そういう意味では、やっぱり県全体を見渡していただくことってものすごく大事なことで、皆さんで市町村の方と意見を共有しながら進めていくことが大事なんじゃないかなと思えます。

基金で今これから手を入れようとしているところというのは、譲与税の中から当面はちょっと、少し抜け落ちてしまうのではないかというか、なかなか意欲があっても、ただ意欲があるからといって任せっ放しにできるかという、そうではないと思

うんですね。だけど、支援してほしいというのは当然あると思いますので、そういった部分とか、今すぐにちょっと手を打たなければいけない場所っていうのが今の基金のほうで面倒を見ようという部分かと思います。

■ 委員

今、委員長がおっしゃられたこととも多少は関わると思うのですが、来年度、県民意識調査が計画されていますね。最悪の場合と申しますかね、国からもお金が出るのだから、もう県はやめてしまえ。のような結果になったら困るなということをちょっと考えてしまうのですが、

その意識調査を実施するに当たっては、県で集めている税金と国の税金は、役割や目指すところが違うのであるとか、今までの県の税金を活用した事業の中でどれだけの成果が上がっているとかですね、そういうふうな、ある意味で宣伝とか評価をきちんと県の皆様にお伝えして、その上でアンケートを実施するということが必要なんじゃないかなと思いますので、その辺のアンケートの内容については、ぜひ考慮をしていただければなと思っております。

児玉課長

今、■ 委員さんのほうからおっしゃっていただきましたけれども、我々とすればやっぱり国からの譲与税の対象になっていない、基金事業でやっているような事業も、例えば貴重な森林の公有林化であったりとか、そういうものもありますので、ぜひこの基金での事業というのを計画してやっていきたいという思いを持っております。

そのためには、県民の皆様にも、これは二重課税だと思われてしまうと、国のほうは恒久財源として法律で定まっておりますので、やっぱり基金事業のほうは要らないとなってしまっても困ります。おっしゃられたように、基金としてどういうことをやってきて、そのすみ分けはどうかということとはきちんとご説明させていただいた上で、評価をいただくということは非常に重要なことだと思いますので、その辺留意して取り組みたいと思っております。

■ 委員長

私もその点少し気になる点ではあったのですが、今、課長がおっしゃられたように、やっぱりその違いといいますか、

この2つで補填ができるというか、役割分担をしながら大事な部分はやはり進めていきますという形でのPRといたしますか、そういう説明は本当に重要なかなと思います。

で、すごくきれいなパンフレットも作っていただきまして、これをいかに周知していくかが今後また問題になってくる。周知の問題というのは、いつも私たちへの課題として抱えているわけですが、市町村の担当や所有者の皆さんにもあわせてそういうことを伝えて、両輪で行くのだと、行けると非常にいいということを伝えていけるといいんじゃないかなと思います。ほか、いかがでしょうか。

委員

言葉の一つ質問ですけど。

資料1-1の和歌山県の取り組みの中で「航空レーダー測量」と書かれているのは、どんな測量なのですか。

寺田班長

航空レーダー測量で、木の写真を撮りますと、その木の蓄積とかが割とわかりやすいような測量の仕方があるらしくて、写真です。

委員

それは、「ライダー測量」でなくて「レーダー測量」ですか。ライトディレクション云々と言う、光のレンジによって……。赤外線は、地上まで木の間隠れに通ります。でも、普通の可視光線は、葉っぱの樹幹の表面で反射される、この差を求めて、だから樹高がわかる

僕は「ライダー測量」って理解してたんですけど。雨雲レーダーとわからなくなりはしませんか。

寺田班長

そうですね。

委員

レーダーというと、こっちから光を照射して……

寺田班長

返ってくる。

委員

2種類の光、返ってくる。

寺田班長

返ってくる。で、その返ってくる時間差で木の高さとか……

■ 委員

そう。時間差って——2つの光がないと。

寺田班長

ああ、なるほど。

■ 委員

普通の光は、林床——陰のところまで行かない。赤外線で初めて届く。

寺田班長

はい。

■ 委員

2つのレンジの光を使わないと。で、ライトレンジを使うのです。それで「ライダー」と言うのだけれど、違うのかな。

寺田班長

すみません。また勉強させていただきます。

■ 委員

しておいてください。はい。

■ 委員長

「ライダー」「ライダー」と呼んでますよね、確かに。

■ 委員

そうでしょう。

■ 委員長

「ライダー」と言ってますよね。

■ 委員

「レーダー」と「ライダー」は違うと思うのですが。だから、ちょっと補足して言うと、その2つのレンジの光を使うと、木の高さやったら30センチぐらいの範囲での誤差で樹高がわかってしまう。地面が全然見えなくても、1mコンターぐらいできちっと地形図ができ上がるので、今使っている5000分の1をはるかに上回った——防災上でよく使われていますけど、そんな測定の手法があります。

■ 委員長

ありがとうございます。その辺ご確認いただければと思います。

寺田班長

はい、わかりました。





1つ目は、従来から実施しています環境林整備と流木対策を一体的に行う環境林対策です。これは森林の管理意欲があるが、規模とか地形条件等によって、ほかの補助事業だったり、支援が受けられない人工林を対象に強度間伐による——先ほどちょっと話題になっていたのですが、針広混交林化を目指して行う事業になっています。

今、環境譲与税の実施が今年度からスタートしていき、来年度から本格的な実施が見込まれるので、森づくり基金のこの環境林対策は今年の予算から 〇〇〇〇〇〇〇〇円減の 〇〇〇〇〇〇〇〇円を来年度予定しています。

2つ目は、従来の里山整備と竹林対策を統合しての里山整備になります。これは森林病虫害による被害木の伐倒駆除だったり、予防伐採、また放置竹林への整備の補助事業で、これは今年度と同じ 〇〇〇〇〇〇〇〇円を予定しています。

1つ目の環境林対策と2つ目の里山整備、あわせて紀の国環境保全林整備で 〇〇〇〇〇〇〇〇円を予定しています。

次に、市町村民の森づくりですが、これは各市町村が主体となって行う県民参加型の森づくり等に要する補助になっておりまして、〇〇〇〇〇〇〇〇円を予定しています。これは毎年予算に対して市町村からの要望が多い状態が続いておりますので、令和2年度は少し増額の予定です。

次に、森林の公的管理推進ですが、これは貴重な自然生態系を持つ森林などの公有林化に対する市町村への補助になっています。令和2年度は市町村からの要望はありませんでしたので、今年もなるのですが、引き続き予算は 〇〇〇〇〇〇〇〇の予定になっています。

次に、緑育関係になるのですが、これは小・中学生とか一般県民を対象にした森林学習などに対する補助になっており、〇〇〇〇〇〇〇〇円を予定しています。こちらも例年、予算に対して要望が多いことから、要望に合うように少し増額となっています。

続きまして、県事業になるのですが、まず初めに普及啓発として「わかやま森林と樹木の日」記念式典の開催や、紀の国森づくり基金運営委員会等に係る経費として 〇〇〇〇〇〇〇〇円を計上しています。令和元年度——今年度は「わかやま森林と樹木の日」式典を白浜町で開催したのですが、令和2年度は日高地域での開催を予定しているため、交通費等必要な経費が少し

減額になることから、全体として普及啓発に関しては減額となっています。

次に、森林景観づくりとして郷土樹種を加害する突発的な森林病虫害の防除だったり、郷土樹種の育成を図る事業として■■■■円を計上しています。これは田辺市の中辺路町にある林業試験場で郷土樹種などを栽培してくださっている方がいるのですが、その方が地方公務員法の改正などによって「会計年度任用職員」という身分になることになりまして、この人件費の増加によって■■■■円の増額となっております。

次に、森林被害調査については、前年度から■■■■円増の■■■■円を予定しています。この増額については、シカの頭数推定調査という2年に1回の調査を来年実施する予定のため、令和2年度は今年の令和元年度に比べて■■■■円増加となっております。

次に、県が実施する森林の公的管理推進として調査費と購入費に■■■■円を計上しております。これについては、後ほど自然環境室からご説明いたします。

次に、「ごまさんふれあい再生の森」として■■■■円を予定しています。この事業は平成28年に終了した「ごまさんブナ林再生プロジェクト」というのがあるのですが、その後継事業として護摩壇山森林公園内の人工林において針広混交樹林化・広葉樹林の保護を県民参加による保全活動によって進めていく事業となっています。

令和2年度は今年度に引き続き、田辺市の龍神村の小学生を対象にした森林体験学習だったり、人工林の強度間伐による針広混交樹林への誘導を進めていく予定となっています。

また、来年度は、過去平成22年から23年にかけて、護摩山の森林公園内に設置したシカ防護柵について、大雨による流出の危険性があることなどから、撤去だったり、修復を行っていく予定となっています。そのため、今年度に比べて■■■■円増額の予定となっております。

次に、森林機能回復緊急間伐として、資料の訂正があるのですが、令和元年度の予算が、お渡しした資料では「■■■■」となっているのですが、今年度の予算は「■■■■」になるので、訂正をお願いします。合計は変わらず、■■■■になっています。

この事業は、放置すると危険度が高まる集落周辺の未整備森林について、山地災害等に強い森林をつくるための間伐の整備を県の事業として行っていく事業になっています。今年度から実施しているのですが、来年度以降は本格的な実施を予定しているため、今年度の事業から、これも訂正になるのですが、正確には [ ] 円の増額で、令和2年度の予定が [ ] 円となっています。

最後に、新規事業として県民意識調査——アンケートですが、これに [ ] 円を予定しています。先ほども話があったんですけど、この事業は紀の国森づくり税や基金の活用事業について、県民の意識調査を行い、事業実施の参考とする事業になっています。

過去に第1期の4年目の平成22年、第2期の4年目の平成27年に実施しており、令和2年度も第3期4年目に当たることから、同じく [ ] 円の事業費で実施する予定としています。

一番下にあるのですが、県立自然公園内でシカの食害防止対策として実施していた護摩壇山の植生再生の事業については、今年度で事業終了の予定となっています。

全体としては、令和元年度が [ ] 円で、令和2年度が [ ] 円なので、令和元年度と比較して令和2年度は [ ] 円の減額の予定となっております。

ご審議のほどをよろしくお願いします。

[ ] 委員長

何か質問等ございますか。

先ほどお話のあった環境林対策のところ、それから放置すると危険が高まる集落周辺の森林機能回復緊急間伐、ここは譲与税とのすみ分けのことですね。

[ ] 委員

資料2-2ですけども、2つ教えていただきたいのですが。

1つはこの補助事業の緑育関係ですけども、小・中学生等という「等」が入っていますので、含まれないかもしれませんが、高校生に対するこうした緑育というのを進める必要があるのではと思っています。

高校生の場合には大学に行かれる方も多いわけで、こういう取り組みを通して森林だとか林業だとか、そういうものに興味や関心を持っていただいて、農学関係の大学に進んでもらうと

かですね、小学校、中学校よりも高校生に対する取り組みというのは、それなりに直接的な効果というのもしみ出しやすいですし、重要なのではないかと思うのですが、その辺はいかがですか。

もう一つは、県事業の森林被害ですが、ここではシカだけが取り上げられています、例えばマツクイムシなんかは平成27年度からまた被害が増加に転じていますよね。カシノナガクイムシもありますよね。その辺のことについての森林被害の調査というのは、来年度については特に行われる予定はないということでしょうか。

児玉課長

順序が逆になりますけど、まずその森林被害の件ですが。

例えば、マツクイムシとか、またナラ枯れもありますけども、そちらのほうの調査につきましては、我々基金事業を使ってということじゃなしに、普通の業務の中でやっております、市町村からその被害状況を報告していただいて、その被害状況は別のルートで把握は一応しております。

それと、もう一つ緑育のことですが、委員おっしゃることは至極最もだと思います。今、実績はある？

寺田班長

実績は中学校までで、高校はまだない。制度上はできるんですけども。

児玉課長

一応その辺、高校にもPRをして——時々単発でそういった高校でも、この事業を使ってということではないのですが、県のほうから、例えば森林とか林業のことについてちょっと教えてほしいみたいなことで出向いて行って話をしたりすることはあるんですが、基金事業の中ではまだちょっと実施できていない状況ですので、その辺のPRに努めて、ご要望いただいでできるようにもっと取り組んでいきたいと思っております。

高校授業で一つ人間科学部森林体験隊ですか、というので高校生対象にやっているのがありますけども、ちょっと緑育の事業の中では対象にはできるんですが、ご要望がない状況ですので、そのように取り組んでいきたいと思っております。

委員長

直接この基金の事業予算とは関係ないかもしれないのですけ

ども、この緑育関係の動きです。

最近「木育」というのも県内で民間の方中心に非常に盛り上がっているわけですが、1点気になっているのは、課がまたいでいるといたしますか、林業振興課のほうで結構取り扱われることが多いです。

内容としては、緑育——和歌山県では本当に早くから先進的に取り組んでいる緑育ですけど、これ実は森林環境教育——環境的な側面もそれから林業もという形で、昔からそういう木育的視点が結構取り入れられているものだったのですよね。

なので、何か課が少し違うということで縦割りみたいに、2つ系統ができちゃうともったいなさなと思ってですね、この緑育の事業も生かしながら、そういうやっぱり木育的な今の——例えばワークショップとかいろんなイベントを見ていると、非常にいろいろ巧みに運営される方がたくさんいらっしゃいますので、そういう方も担い手に取り込んで、こういう緑育のほうでもそういう要素を広げているいろいろな取り組んでいただくのかなと思うのですが、そのあたりの協調体制というのですか、そのあたりは何か考えられているのでしょうか。

児玉課長

今、■■■委員おっしゃられたように、緑育事業というのは、もともと「森林・林業教室」という形でスタートしたのですが、特に最近「木育」という部分で木製品であったり、そういうものに触れてとか、子供たちに木のぬくもりをというところも活発になってきております。

確かに、その窓口は木製品ということで林業振興課の木材産業班が中心になっているのですが、当然これ我々とすれば一連の流れの中での話だと思いますし、その辺は今も十分連携を図っておるつもりではあるのですが、今後とも引き続き、おっしゃられるような縦割りに決してならないように取り組んでいきたいと思っております。

■■■委員長

公募事業では最近そういう木育関係からの応募も見られるようになっていきますので、そういう意味ではこれも基金の中でぜひ発展させてほしい取り組みの一つかなと思っていますので、引き続きといたしますか、その緑育関係と木育との融合という、良いところを合わせたような取り組みが発展すると思いいなと思



資料の 3-1 ページから 3-16 ページについては「紀の国森づくり基金活用事業公募等実施要領」で、その後ろの 3-17 ページから 3-36 ページについては「紀の国森づくり基金活用事業公募要領」となっております。

令和 2 年度の公募実施に関して主な改正点としては、募集期間を令和元年 12 月 1 日から令和 2 年 1 月 20 日の月曜日にさせてもらえないかというのと、使用料と賃借料のバス代、また資材費、委託費等の補助の限度額の変更をお願いできればと思います。

最初の資料 3-1 ページをごらんください。

実施要領の新旧対象表になっています。左側が変更後、右側が変更前で、変更箇所を朱書きにさせていただいています。

このページでは、例年募集を行うときと同様の募集期間の変更となっています。

募集期間になるのですが、毎年前年度の 12 月 20 日から 2 月 10 日に、ここ近年させてもらっていたのですが、実際、応募があつてから、審査をして、採択してという期間が例年少し短い現状なので、少し前倒しを今年度からできればなと思っております。

次に、3-2 ページをごらんください。このページでは単価の変更になっています。

ことしの要領では、税率の変化というのを想定しており、別表の単価を税抜きの表示としており、実施時期に応じて適切な税率 8% だったり 10% だったりをつけることとしておりましたが、来年度からは税率 10% になりますので、わかりやすいように税率 10% を含んだ単価となっております。

また、下に「消費税及び地方消費税の額を含む価格とする。」と変更させてもらっています。

次に、3-17 ページをご覧ください。

こちらは「紀の国森づくり基金活用事業公募要領」になるのですが、同じように、募集期間を「令和元年 12 月 1 日(日)から令和 2 年 1 月 20 日(月)まで」にする。で、また事業実施期間というのは事業実施の終わりになるのですが、「令和 3 年 3 月 31 日」までに検査を受けて完了するという実施期間を変更する予定となっております。

次のページの資料 3-18 になるのですが、これも先ほどの公

募等実施要領と同じように、税率の変化を含んだ金額、そして税込の金額に変更しようと思っております。

この募集期間の変更と、あといろんな補助限度額の変更を行って、令和2年度の公募事業を実施また募集していく予定としています。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

■委員長

何か今の点につきましてご質問等ございますか。基本的には年度、日付等の修正ですね。それから、1点議論があるとすれば、募集期間を少々短くして、その分審議の時間を長くするという。それと、あと消費税の関係のところを少し直していただいているという感じかと思います。いかがでしょうか。

特に、問題ございませんか。

■委員

別にありません。

■委員長

そうしましたら、審議に移ります。議事3の「令和2年度紀の国森づくり基金活用事業公募事業の実施について」は、適当ということでしょうか。

[各委員うなづく]

■委員長

それでは、続いて、議事の4に入りたいと思います。「令和2年度森林の公的管理推進事業について」を議題といたします。事務局からご報告をお願いいたします。

自然環境室  
辻井班長

資料4-1からでございます。

タイトルにあります「新紀州御留林」という名称でございますが、これは当室の事業名称でございます。

概要としましては、令和2年度の公的管理推進予定地を■  
■の森林約90haと、■の森林約110haの2カ所を、基金を活用して公的管理を進めたいと計画してございます。

予算については、先ほどご説明がありました資料2-2のところに■円を計上させていただいております。



購入予定地、1つ目でございますが、  
の約90haの区域内には、約8割で70年生以上の天然林がござ  
います。現地調査の結果、樹木については58種目が確認されま  
したが、これが全てとは思ってございません。

詳細については、お手元の資料4-2ページの上段のほうに確  
認された58種を列記してございます。

特に、比較的標高が高い地域ではピーク点が762mございま  
すが、ヒメシャラとタイミンタチバナなどが見られます。和歌  
山県レッドデータブックに記載されています絶滅危惧種Ⅱ類の  
トガサワラや準絶滅危惧種のウドカズラが見られることが特徴  
だと考えてございます。

位置図については、資料の4-5に、一応、来年度予定してい  
ます全体図が載ってございますし、詳細図については資料4-6  
でございます。

なお、現在の状況については、資料4-3でご確認をいただき  
たいと思います。

引き続きまして、予定地2番目でありまして  
、約110ヘクタールの購入を予定してございます。こちらに  
ついては、資料4-7でご確認いただければよろしいのですが、  
令和元年度の購入地檜山地区の南側に隣接する110haを購入予  
定してございます。ここについても、8割程度が天然林で、現地  
調査の結果43種の樹木が確認されてございます。

詳細については、資料4-2の下段に記載させていただいてご  
ざいます。

比較的標高が高いピーク地点については457mでございます  
が、周辺にはヒメシャラとタイミンタチバナやスダジイが混生  
している森林がございます。

また、谷川沿いには県レッドデータブックの準絶滅危惧種の  
ウドカズラが見られます。また、  
山頂から南に延びる  
尾根については、胸高直径1m以上のコジイの巨木も確認され  
てございます。

以上で、予定地2カ所の概要説明とさせていただきます。

委員長

何かご質問ございますか。

私から1点ですけれども、ほかの自然公園——県立自然公園な  
どの近くにあるとかないとか、何かそのほかの土地利用図とい

うのですかね、保全のための、そういうものとの重なりというのはどんな感じになっているのでしょうか。

自然環境室  
岡田副主査

この予定地の1と2は、県立自然公園とか自然環境保全地域とか、そういったものとの重複というのはいないです。

■ 委員長

近隣にあるものを、例えば合わせてとか、そういうことではないですか。

前の購入対象になっていたところは、そういう少し間をつなぐような形でそこを公園に活かすことができたりとかがあったと思って。

自然環境室  
岡田副主査

自然公園内にある天然林というのを対象にしていたのですが、続いたところになると、例えば国有林があったり県有林もあったりとか、そういう天然林の部分はそういうところが多かったりもするので、自然公園に指定されていなくても、重要な植生がある天然林というのがあるところを、航空写真などから天然林部分を探して、現地調査をして、重要天然林については買い上げを考えていく、そういうことでやっています。

■ 委員長

特にこの場所を選定された理由というのですかね。——もちろん必要なものがあると思うのですが、特にこの場所という。

自然環境室  
岡田副主査

そうですね。予定地の1のほうについては、県絶滅危惧種のトガサワラが見られたということと、それに70年生ということは分かっているのですが、手入れがほとんどされていない原生的な天然林の状態で保存されているので、重要な天然林であろうということで。その現地の位置の南側に■の県立自然公園があるのですが、そこと比較しても遜色ないような天然林でありました。

予定地2のほうについては、紀南地域のコジイとかスタジイ

とかが混生している、あとタイミンタチバナ、ヒメシヤラとか、そういったいろんな樹木が混生している、紀南地域の代表的なような山林が非常に広範囲にまとまってあると、そういった意味で貴重であろうということで購入予定地として検討しております。

委員

ちょっとよろしいですか。

資料4-2の植物の名前ですけども、最近ではAPGといひましてDNAの塩基配列に基づいた分類体系というのが2002年頃から使われはじめ、さまざまなアセスメント関係の資料でも、そのAPGに基づいた分類体系を採用するところがほとんどになってきています。これの科名は全部古い科名なのですよね。

自然環境室

岡田副主査

そうですね、ツツジとかは今ムクロジ科とかになっている。

委員

はい。例えば、上のほうで言うと、7、8、9のカエデ科というのがありますが、これはもうムクロジ科になっていますし、17番のクマツヅラなんかはシソ科になっています。それから、19番のシキミもマツブサ科。それから29番、30番のツバキ科はペンタフィラクス科という、あまりなじみのない名前になっていますし、55番の木もミカンソウ科。52、53のイズセンリョウ、タイミンタチバナはサクラソウ科なんですね。55から57のユキノシタ科は、今はアジサイ科になっているのですね。

そういう分類を使うことのほうがだんだん一般的になってきていますので、ちょっと訂正しておいていただけると。

自然環境室

岡田副主査

わかりました。ありがとうございます。

自然環境室

辻井班長

ありがとうございます。

委員長

今の恐らく事務的なのというか、そういう対応だと思いますので、よろしくお願ひします。

ほか、いかがでしょうか。

委員

購入予定地のところはそういう貴重な植生があるようなところを購入されるという説明をされたのですが、購入した後、長きにわたってどういうふうな活用をしていくとか、県としてそれを買うことによって何かメリットがあるのかというのをちょっと教えてほしいのですが。

自然環境室  
岡田副主査

活用については、今のところ予定として立てているというものはないのですが、もともと、天然林が伐採されて少なくなっていくように県として買い上げて継続的に保全していくというのが目的でさせてもらっています。

そして、活用としては、例えば看板を立てたり、人が近づきやすいところは、こういうところが歩きに行きやすい場所というマップみたいなものをつくるということも、検討しているところではあります。

自然環境室  
辻井班長

補足ではございますが、今県の自然公園でも一応3分類考えてございます。

例えば、スニーカーで入っていける自然公園であったり、少し上級者クラスの自然公園であったり、和歌山県として貴重な森林を維持していくために極力保全を進めていくという3分類をしてございます。

今回の購入予定地につきましては、最後に申し上げました、保全を中心に県の貴重な財産という位置づけのところで購入ということでは考えてございます。

委員

今のことでございますが、例えば近畿圏全体でも、全く人間の手が入っていない、本当に原始的な森林というのはどこまであるかは疑問の面もあります。

環境省なんかのデータによれば、3%しか残っていないという現状ですので、この場合も全くの手つかずの自然というわけではございませんけれども、ある程度長い間人間が手を入れてこなかった森ということで、その貴重さは大変大きいと思っています。

それから、そういうところの、先ほどDNAの話をしましたけども、研究が進むことによってそういう本来の自然に近いところには本来の生き物が残されている可能性があります

例えば、同じ種類であると思われていたものが、研究が進むことによって、紀伊半島あるいは和歌山独自のものであるということがわかってきたりもしています。

これは、例えば動物の例ですけども、「オオダイガハラサンショウウオ」というサンショウウオがあります。これは紀伊半島——大台ヶ原で見つけられて、紀伊半島、四国、九州と分布があると見られていたのですが、最近の研究では5種類に分かれ、オオダイガハラサンショウウオというのは和歌山——紀伊半島だけのものにしか使えないと。

そういうことのための遺伝子の保存林という意味がやっぱりありますので、利用ということよりも、やはりこういうところは保存ということを第一に考えたほうが意味としては重要じゃないかなと思っています。

■ 委員

お願い、要望ですけども。

恐らく■委員がこういう面は一番詳しくて、続いて私ぐらいかな。ということは、逆に言えばほかの委員さんは何種類の木がありました、これが大事ですと言われてもわからないと思います。

ですが、言葉でお尋ねをすると、こういう意味で大事だとかおっしゃってくる。それをもう少しこれへ組み込んだような説明資料にさせていただいたほうが今後はいいと思います。

例えば、天然樹林で70年も経つてくると、かなり自然度が上がってくる、いろんな動植物も住んでくる。で、樹木だけが書かれてあるのですけども、全部をしっかりと調査することは非常に労力、期間も要ると思うので、それは難しいと思うのです。しかし、どのように調査されたのか知りませんが、もう少し生き物層の全体が浮かんできて、それを守っている、育てている、生息環境を与えているこの森林は大事だよという論調にさせていただいたほうが委員は判断しやすいのかなと思います。

■ 委員長

重要なお指摘かと思えます。

ほか、いかがでしょうか。

私も今の■■■■委員と同じ思いを持ちまして、最初にちょっと質問させていただいたのもそうなのですが、恐らく重要なのだろうということは私もこういう委員会におりますので、わかるのですが、やっぱりなぜここなのかということをもう少し——例えば周りの土地利用との関係とか、ここだけ残っただとか、ちょっと補足的にほかの自然公園との関係とか、ちょっと見せていただいたほうが本当に判断しやすいと思うのです。何種類何種類というの、あの辺の森林というのはこれぐらいあるんじゃないかなとやっぱり思ってしまうのですよね。なので、そういう意味では、後々やっぱりこれは森づくり基金を使っているものでもありますので、もう少し重要性が素人でもわかる形で何か説明を添えていただけると、より判断しやすいかなと思います。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ちょっと先ほどの分類、科名などの変更——変更というか、書き直しというか修正があるかと思えますけども、あと図をもう少しつけていただくとか、そういうことを込みですけれど、審議に移りたいと。

■■■■委員

すみません。1つだけいいでしょうか。これももう希望と申してください。

例えば、2番の■■■■というところの一体性を見ると、中ほどより少し下、地図でいうと東側から赤がぐっと入り込んできて、西側からも反対からぐっと入ると。でき得れば、尾根切りで一体性を持たせたほうが良いとは思いますが、何か買入れられないような理由があるのですかね。

■■■■委員長

所有界？

自然環境室  
岡田副主査

ここは所有界で、所有者さんからいい返事をいただいてない、ということがございまして。

■■■■委員

なるほど、わかりました。

■■■■委員長

ありがとうございます。

ちなみに、その今年度購入予定地のところと、新しく予定地2  
になっているところというのは、関係あるのですか。違う所有  
者さん？

自然環境室  
岡田副主査

関係ある——所有者さんは、また違います。

■委員長

この辺、もっと一体をとお話に行ったけど、まだここまでと  
いう感じですかね。

自然環境室  
岡田副主査

そうですね、それ以外のところは、特にこの赤い線のところ  
と緑の線の右側に位置するところとかも天然林はあるのです  
けども、そちらのほうはお話持ちかけたときに、売る気はない  
とおっしゃられたので、計画としては省いています。

それ以外のところも、ちょっと人工林率が非常に高かったり、  
そういったことがあったので、対象地からは外しています。

■委員長

そういうこの辺が非常に貴重な天然林とかね、そういう情報  
もあつたら、もっと判断しやすいかなという気はしますね。

あと、いかがでしょうか。

ちょっと、もう少しつけてほしい資料、もう少し説明してほ  
しいところとか、あるにはあるのですが、一応審議に入ら  
せていただきましょうか。

それでは、この議事4「令和2年度森林の公的管理推進事業に  
ついて」は、適当ということでしょうか。附帯条件  
つきということでもいいですけど。よろしいでしょうか。

[各委員うなずく]

■委員長

それでは、一応適当ということで判断したいと思います。

ただし、先ほど言いましたように、■委員からご指摘のあ  
った点を修正するとか、もう少しその重要性といいますか、  
そのあたりを説明した資料をつけてといいますか、次の委員会  
のときにもう少し見せていただければ安心しますので、そうい  
うご説明のほうをもう少しお願いして、一応この場では適当と

井馬技師

ということで判断したいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、資料の今度5となります「その他（現地視察について）」に入りたいと思います。事務局からご説明をお願いいたします。

現地視察について説明させていただきます。

先日から委員の皆さんについては、別途案内させてもらっているのですが、今年度の現地視察について資料5-1のとおり、現在予定しております。

また、先日、第1回目の視察——一番上の■■■■の森林体験になるのですが、先日の11月4日祝日に、■■委員、■■委員、■■委員、事務局の寺田と私井馬が行ってきました。

別途配付させてもらっている現地視察の状況——1枚ペラになるのですが、ご覧ください。簡単にはなりますけど、報告させていただきます。

初めに、事業説明が■■■■という、公募事業で申請いただける団体になるのですが、■■■■さんから委託を受けている■■■■さんが、当日の流れだったり、講師の紹介、また県とか当日視察に来ている方の紹介、また基金事業の説明等をしてくださいました。

参加者は、有田川町の小学生約50名と保護者、引率の人が約10名となっています。

事業説明が終わった後、樹木の説明に移りまして、歩いて5分ぐらいの山だったのですが、その現場に行くまでの道で庭木等の説明が行われました。山に入ってから、間伐の説明、役割や方法の説明がありました。

次に、間伐、まき割り、丸太切りを参加者の子供たちは体験しました。

最初の間伐体験は、約50名の小学生が2班、約25名ずつに分かれて、それぞれ一人一人、手のこで受け口や追い口をつくった後、全員でロープを引っ張って、各班1本ずつ、計2本の木の間伐するという間伐体験をしました。

その後、小学生はそれぞれまき割り体験だったり、丸太切り体験を行っておりました。

午前中のこの間伐、まき割り、丸太切り体験のところで視察



は終わったのですが、この後[ ]は、場所を移して木工体験を行ったと報告がありました。

という感じで、こちらから簡単ではありますが、説明させていただきました。

また、現地視察に参加してくださった委員の方で、当日の感想等を教えていただければと思っております。

以上になります。

[ ]委員長

ご参加になった委員の皆さん、何かご意見等ございましたら、こちらで共有できればと思いますが、いかがでしょうか。

[ ]委員

森林体験は、子供たちにとっては普段なかなか経験できないので、それはそれでいいプログラムだと思います。

ただ、多分、説明してくださったのは地元の林業家の方で、道すがら説明されたりというのはあるのですけれども、やっぱり全体的に、スギ、ヒノキの林の中に入ったときに、植生の説明とか、例えば間伐材を輪切りに皆さん体験するんですが、切ったときの年輪がどうなるかとか、あるいはその木が製材、木造の建物の柱にどれぐらいいたたらなるのかとか、そういうことをしっかり説明する専門家の方がいらっしゃるのと、もったいないのかなど。

[ ]委員長

そういう説明がその場では余りなかったと。

[ ]委員

そうですね。[ ]委員から横でいろいろ細かく聞いたことがすごくおもしろかったので、そういうことが大事かなと感じました。

[ ]委員

今、[ ]委員さんおっしゃられたことと同じなのですが、現場へ行ってみますとね、やっぱりだいぶ間伐されていませんから、かなり鬱蒼とした林で。60年生から70年生ぐらいとおっしゃっていましたが、それを聞いたら教えてくれたので。この場では言ってないのですよね。

やっぱり競争がかなりかかって、太いのと細いのとができていましたし、ヒノキと比べてスギのほうが結構太いんですけど、ヒノキは最大でもこんなもので（両手の指で輪をつくって示す）、

そんな違いだとか、その辺の林の様子だとか。

お子さんが多くて、1歳から小学校6年生まで——中学生はほとんどいなかったと思うのですが、その年齢幅の子供たちにうまく話をされるというのは難しい面もあろうかと思うんですけども、もうちょっと今いる林はどんな林なのかなというのを子供たちにもわかるようなお話があったらもっとよかったなと思いました。

■ 委員

私は今回、初めて参加させてもらいました。道中での案内人の木々の説明はあったのですが、山に入って少ないなあと感じました。

体験の準備は、木を倒す時に滑車やロープを使い安全面に配慮されていました。が、作業中に高齢の参加者が木の倒れる方向がわからなかったのか傍に立っていました。倒れる方向に人が入らない等の説明を徹底することが大切だと思います。

子供たちの道中の案内、伐倒時の説明、丸太切り・まき割り体験の指導、危険個所での監視等、スタッフの責任分担をより明確にして危機管理を重視してほしいと思います。

今回のスタッフは地元の方々に年齢層も40～70歳ぐらいだと思われま。このような事業が一過性に終わらせないためにも、広範囲の年齢層で構成されていることに安堵しました。

■ 委員長

体験をやられているのは、■のスタッフではなくて、■

■ 班長

そうです。■平成30年度も実績があるところですよ。

■ 委員長

ですよ。はい、老舗というか、ずっと活動していただいているところですよ。

ちょっと危機管理のところ、もう慣れてしまっているということもあるのでしょうか、その辺は、子供たちのお手本にもならないといけませんので、ちょっと安全管理は少し徹底したほうがいいかもしれませんね。

■ 委員

すみません。もう一つ気になったのが、私は緑育のほうに関

わらせてもらっていますが、実施日は平日です。

今回の事業は祝祭日、土日が多いと思いますので、けがや急病等に運べる病院を把握できているのか気になりました。当日、スタッフの方に聞けなかったのですが…。非常事態体制も整えながら事業をやっていたらと思います。

委員長

今のようなご意見、現地とは共有する時間はなかったですね。そのときはね。何かのきっかけで——これこの団体に限らず、いろんな団体が気にされるべき内容がいろいろあると思いますので、何かの形でちょっとこういう公募事業に参加されている皆さんと共有できたらいいかなと思います。

ほかの視察もまだかありますので、そんなのも含めてちょっと共有できればいいかなと思います。

ほか、いかがでしょうか。

残りあと12月1日ですね、それからあと時期は未定ですけど、今後もう一つ市内であると思いますので、お忙しいとは思いますが、委員の皆様もぜひまた参加していただければと思います。

大体こんな感じで今の議題よろしいでしょうか。

それでは、本日の委員会の議事はこれにて以上全て終わったと思いますので、委員の皆様には熱心にご審議いただきまして、どうもありがとうございました。

また、今後もこの基金の事業がよりよい事業となっていくようにしたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、事務局のほうにお返しいたします。

秦野主幹

委員長、どうもありがとうございました。委員の皆様も、長時間にわたるご審議、ありがとうございました。

本日の審議の内容につきましては、事務局にて議事録を作成いたしまして、各委員の皆様には発言内容のご確認をいただいた後、冒頭に委員長から議事録署名人としてご指名をいただきました。委員と委員に署名捺印をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、これもちまして終了したいと思います。本日は、どうもありがとうございました。

閉 会 午前 11 時 48 分